

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための臨時休業の延長について

臨時休業の実施に関しては、文部科学省から「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン（令和2年4月7日改訂版）」が示されているところですが、本県における感染状況を踏まえると、県立学校を再開できる状況ではないため、児童生徒等の感染リスクの低減および県内の感染拡大を抑制する観点から、学校保健安全法第20条に基づき、全ての県立学校について、下記のとおり臨時休業の延長を行うこととしました。

記

休業期間 令和2年4月13日（月）～5月6日（水）を、令和2年5月31日（日）まで延長します。

＊新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための臨時休業の延長です。不要不急の外出は控えてください。

＊この間に登校日の設定が可能になれば、あらためてお知らせします。

※ただし、終期について、国の緊急事態宣言等を踏まえ、変更することがあります。